

第 8 8 号議案

東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

（提案理由）

この案は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）等の改正に伴い、引用条文の整理を行う等のため提出します。

東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年１０月台東区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出しを削る。

第２５条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。

第３７条の見出しを削る。

第４３条第６項ただし書中「第４項」を「同項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。